平成２４年（フ）第２８２号
愛知県豊橋市三ノ輪町２丁目93番地　301、従前の住所愛知県豊橋市西岩田４丁目７番地６
債務者　古関　正行
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８６号
熊本県水俣市築地４番111号
債務者　岩崎　真智（旧姓邑上）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第７４号
長野県南佐久郡北相木村2154番地６
債務者　溝口美佳子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第６８２１号
大阪市住吉区苅田10丁目６番32―607号
債務者　寺澤まどか（旧姓野間）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２号
栃木県小山市大字北飯田225、住民票上の住所栃木県小山市大字北飯田98番地
債務者　梅山　富人
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６８５号
静岡県藤枝市郡745番地の１
債務者　榛葉　博光
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６７号
北海道中川郡本別町南４丁目96番地１
債務者　今野　陽介
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
愛知県豊橋市牛川町字乗小路１番地の30
債務者　林　　孝夫
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２８１号
愛知県豊橋市富士見台１丁目15番地２　17―1724
債務者　矢野　朋美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２８７号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地２　12―401
債務者　広野　邦彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２６３号
沖縄県沖縄市字美里784番地　東原マンション２―Ａ
債務者　玉城　優子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第７２１号
静岡県焼津市栄町６丁目16番20号
債務者　村松由美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３０号
静岡県浜松市西区村櫛町3272番地の５
債務者　加藤　稔行
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
静岡県浜松市中区富吉町12番308号
債務者　宮本祐次郎
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３３０号
東京都東村山市栄町２丁目41番地15ＳＡＫＵＲＡハイツ202
債務者　前林　　烈
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部